

磐田商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「生命共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「生命共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「生命共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(附則)

第10条 本規約は、平成18年5月1日から施行する。

以上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（5月1日～4月30日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上29日以内	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
30日以上	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（5月1日～4月30日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 1

■ 出産祝金

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 成人祝金

加入者が本制度の保障期間中に成人したとき、次の成人祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、成人した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《成人祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は成人祝金を支払いません。

- (1) 成人した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 成人した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 遺児育英見舞金

加入者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき50,000円を支給する。

《遺児育英見舞金を支払わない場合》

- (1) 疾病による死亡

■ 家族災害死亡見舞金

加入者の特定家族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る）した場合に家族災害死亡見舞金として50,000円を支給する。

《家族災害死亡見舞金を支払わない場合》

- ① 加入者の特定親族の疾病による死亡
- ② 加入者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 加入者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、アヘン、大麻または覚醒剤シンナー等の影響により正常な運転が出来ない恐れがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ④ 加入者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することをを行っている間に生じた傷害

- 自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらの事を行っている間についてはこの限りではない。
- 航空運送業者が路線を定めて運航する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない）以外の航空機（グライダーおよび飛行機を除く）を操縦している間

別表 2

■ 病气入院見舞金の請求手続

加入者が病气入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

■ 成人祝金の請求手続

加入者が成人祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる住民票等の原本またはその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート、明証明書の写し

- ・ 商工会議所は病气入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

<用語の定義>

- ・加入者：共済に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・特定親族：①加入者の配偶者
②加入者の同居の親族
③加入者または配偶者の別居の未婚の子
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
* 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・父母：加入者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること